

## 吹田市地区青少年健全育成事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 この要領は、青少年の健全育成に関する事業を実施する地区青少年対策委員会に対し、予算の範囲内において、地区青少年健全育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域における青少年の健全育成事業の充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において「青少年」とは、30歳未満の者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、原則として市立小学校の校区ごとに設置される地区青少年対策委員会とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学校開放事業を含む地区青少年対策委員会が実施する青少年の健全育成、非行防止等に係る事業とする。

2 補助金の交付を受けようとする地区青少年対策委員会は、必ず学校開放事業を実施しなければならない。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、おおむね次に掲げる経費とする。

- (1) 講師その他補助対象事業に従事する者に対する謝礼金
- (2) 補助対象事業において使用する消耗品の購入費
- (3) 補助対象事業を実施する場所に係る賃借料、使用料等
- (4) 補助対象事業を実施する場所までのバス借上料その他交通費
- (5) 補助対象事業に参加する者及び従事する者への食事等の提供に要する経費
- (6) チラシ等の作成費用その他補助対象事業の周知に要する経費
- (7) その他市長が必要と認める経費

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額（前条第1号の経費のうち学校開放事業にかかる従事謝礼金にあつては1人1日につき2,800円以内の額に限る。）から補助対象事業に係る収入の額を控除した額とし、次に掲げる人口割額及び学校開放事業加算額の合算額を限度とする。

- (1) 人口割額 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている各小学校区における前年度の11月30日現在の青少年の人口により別表に定める額
- (2) 学校開放事業加算額 1小学校区につき255,200円（学校開放事業を実施した日数が学校開放事業を実施すべき日数（春期、夏期及び冬期の学校休業期

間並びに祝日を除く土曜日をいう。)の3分の2を下回ったときは、255,200円から当該下回った日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)に5,600円を乗じて得た額を減じた額)

2 前項の補助対象経費に係る収入は、地区青少年対策委員会が直接実施する事業に係る収入とする。

(交付の申請)

第7条 地区青少年対策委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する期日までに、地区青少年健全育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 会則

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、地区青少年健全育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした地区青少年対策委員会に通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(交付の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた地区青少年対策委員会(以下「補助決定者」という。)は、速やかに、地区青少年健全育成事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。補助金は、概算払とする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業完了後、速やかに、地区青少年健全育成事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) 補助対象経費の支払を証する書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、地区青少年健全育成事業補助金交付額確定通知書(様式第5号)により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

(精算)

第13条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第16条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助事業者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、地域教育部長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、吹田市地区青少年健全育成事業補助金交付要綱を廃止する告示の公表の日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

(令和7年度の補助対象者等の特例)

- 2 第3条の規定にかかわらず、山田第五地区青少年対策委員会は、令和7年度の補助金に係る補助対象者とする。
- 3 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、山田第三地区青少年対策委員会及び山田第五地区青少年対策委員会に係る令和7年度の補助金の人口割額は、それぞれ学校統合前の山田第三小学校及び山田第五小学校の校区における令和6年11月30

日現在の青少年の人口により別表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要領は、平成27年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領第15条及び第16条の規定は、施行の日において現に保管されている帳簿等についても適用する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 平成29年度分の補助金に限り、改正後の要領第6条の規定による補助金の額が平成28年度分の補助金の額を下回ることとなる地区青少年対策委員会には、その差額の2分の1に相当する額を、同条の規定による補助金の額に加算する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 改正後の要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

地区青少年健全育成事業補助金人口割額表

階層	1 青少年対策委員会に属する青少年人口	人口割額
A	6,000人以上	300,000円
B	4,000人以上6,000人未満	230,000円
C	2,000人以上4,000人未満	175,000円
D	2,000人未満	135,000円